

～建設業許可申請マニュアルの改訂について～

(令和2年4月)

このたび建設業法等の改正に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたので、申請にあたってはご注意ください。変更箇所は以下のとおりです。

1. 建設業の許可等に係る提出書類の見直し

(変更箇所：P31, 32, 34, 35, 36, 49, 50, 51, 159(旧マニュアルP86, 87, 88, 97, 127, 164削除))

(1) 許可申請時等に提出を求めている書類のうち、以下の書類の提出を不要とします。

- ・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）
- ・営業所への経路図、営業所を使用する権原を確認する書類（賃貸契約書等）
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤を確認する書類（健康保険被保険者証等）

(2) 以下の提出書類様式を変更します。

- ・営業所の写真（所有状況（自己所有、賃貸借等の別）を記載することとする）

2. 建設業許可を受けた後の留意事項の改正について（変更箇所：P41～48）

建設業法の改正に伴い、記載内容を変更しています。一部令和2年10月施行の内容を含みます。

3. 申請書類等の提出方法に関する変更

滋賀県内に主たる営業所がある大臣許可をお持ちの建設業者の方については、許可・経営事項審査にかかる申請書をこれまで滋賀県土木交通部監理課にご提出いただいておりますが、令和2年4月1日以降、經由事務の廃止にともない、近畿地方整備局に直接ご提出いただくこととなります。滋賀県土木交通部監理課では申請書をお預かりできませんので、ご注意ください。

土木交通部監理課建設業係
TEL:077-528-4114 FAX:077-524-0943